

外国人旅行者等への免税品梱包袋の売買に関する覚書

札幌商工会議所（以下、甲）と購入者（以下、乙）は、平成26年10月1日施行の外国人旅行者等免税制度改正（以下、本制度）に伴い、甲作成の免税品梱包袋（以下、袋）の売買に関し、以下の通り覚書を締結する。

1.（販売対象）

甲は、以下の条件を満たす者に限り、袋を販売する。

- ① 輸出物品販売場の許可を税務署から得ていること
- ② 免税店シンボルマークの使用承認を観光庁から得ていること

2.（販売数量）

販売数量は、10枚、100枚、1000枚の3通りとする。

3.（価格）

袋の価格は別表に定めるものとし、甲は、必要に応じ価格改定を行うことができる。

4.（精算）

精算は、都度、現金で行う。

5.（転売禁止）

乙は、購入した袋を転売してはならない。

6.（返品不可）

甲は、いかなる理由があろうとも、袋の返品には応じない。

7. 甲は、袋の利用に関し、利用者又は第三者に事故又はトラブル等が発生した場合、及び損害が生じた場合であっても、損害賠償その他一切の責任を負担しない。

8. 本覚書の準拠法は日本法とし、袋に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の項目に合意し、本書を甲乙各々1部所有する。

平成 年 月 日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌商工会議所
専務理事 荒木啓文

乙（住所）
（社名）
（代表者）

印